

第7 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第54条（手続きに関する料金の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用															
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>3G 通信サービスに係る契約申込み（すでに 4G 通信サービス契約約款に定める 4G 通信サービスに係る契約又は 5G 通信サービス契約約款に定める 5G 通信サービスを締結している者が、当該契約を解除すると同時に新たに 3G 通信サービスに係る契約(当社が別に定めるものに限ります。)の申込みを行ったときを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>3G 通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>チップ発行手数料</td> <td>3G チップの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>チップ情報再登録手数料</td> <td>3G チップ(e)又は 3G チップ（当社が別に定めるものに限ります。）への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社が定める方法により請求する場合に限りします。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>内線番号設定手数料</td> <td>内線番号の登録又は変更を行ったときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>払込処理手数料</td> <td>当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を発行したときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	契約事務手数料	3G 通信サービスに係る契約申込み（すでに 4G 通信サービス契約約款に定める 4G 通信サービスに係る契約又は 5G 通信サービス契約約款に定める 5G 通信サービスを締結している者が、当該契約を解除すると同時に新たに 3G 通信サービスに係る契約(当社が別に定めるものに限ります。)の申込みを行ったときを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	3G 通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	チップ発行手数料	3G チップの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	チップ情報再登録手数料	3G チップ(e)又は 3G チップ（当社が別に定めるものに限ります。）への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社が定める方法により請求する場合に限りします。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	内線番号設定手数料	内線番号の登録又は変更を行ったときに支払いを要する料金	払込処理手数料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を発行したときに支払いを要する料金
	種別	内容													
	契約事務手数料	3G 通信サービスに係る契約申込み（すでに 4G 通信サービス契約約款に定める 4G 通信サービスに係る契約又は 5G 通信サービス契約約款に定める 5G 通信サービスを締結している者が、当該契約を解除すると同時に新たに 3G 通信サービスに係る契約(当社が別に定めるものに限ります。)の申込みを行ったときを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
	譲渡承認手数料	3G 通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
	チップ発行手数料	3G チップの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
	チップ情報再登録手数料	3G チップ(e)又は 3G チップ（当社が別に定めるものに限ります。）への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社が定める方法により請求する場合に限りします。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
内線番号設定手数料	内線番号の登録又は変更を行ったときに支払いを要する料金														
払込処理手数料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を発行したときに支払いを要する料金														
(2) 手続きに関する料金の減免適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免して適用することがあります。														
(3)(削除)															
(4) 手続きに関する料金の適用除外	契約事務手数料及び譲渡承認手数料は、障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受ける場合(料金種別の第7種Iを選択する場合に限ります。)、2（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。														

2 料金額

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)

譲渡承認手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
チップ発行手数料	1 の 3G チップごとに	3,500 円(3,850 円)
チップ情報再登録手数料	1 の登録手続きごとに	3,500 円(3,850 円)
内線番号設定手数料	1 の内線番号登録又は変更ごとに	1,000 円(1,100 円)
払込処理手数料	1 の書面ごとに	200 円(220 円)